

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の改正案について

1. 背景

指定自動車整備事業の指定を受けた事業場（以下、指定工場という。）は、道路運送車両法令が定める基準に従った設備、技術及び管理組織を有することが求められており、また、事業の基礎が強固であり、健全な経営を行うことが求められるとともに、労働安全の確保や整備品質の確保はもとより、不正行為が無いよう、適切かつ公正に検査業務などを行うことが求められている。現在、大型車を扱う指定工場においては、最低でも合計5人の工員を必要としているところであるが、近年、整備作業の省力化に資する設備や機器（以下、省力化機器という。）の導入などが進み、作業環境が変化し、業務効率化が図られているところである。

このことを踏まえ、今般、労働安全の確保や整備品質の確保に支障を来すことが無いよう十分に配慮しつつ、指定自動車整備事業の指定に係る基準（指定自動車整備事業の指定の基準の基となる優良自動車整備事業者（2種整備工場）の認定に係る基準を含む。）の見直しを行うこととし、関係通達について所要の改正を行う。

2. 概要

（1）優良自動車整備事業者の認定及び指定自動車整備事業の指定に係る工員数要件の変更

- ① 大型車を扱う場合に保有する工員の数に次に掲げる条件を満たす場合に限り4人以上へと変更することとします。
 - ・省力化機器を保有し、合理的な管理体制が適切に確保されていること
 - ・工員の処遇が適切に確保されている又は工員の質が確保されていること
- ② 省力化機器を以下のとおり定める。
 - ・電動クレーン
 - ・トランスミッション・ジャッキ等（トランスミッション・ジャッキ、プロペラシャフト・ジャッキ、トランスミッション・リフト等）
 - ・ホイールドーリー
 - ・増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和7年7月

自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令案について

1. 背景

自動車技術の高度化により、これまでよりも短時間で自動車の点検・整備に必要な知識を習得することが可能になった。また、最新設備の導入により、自動車整備事業者の業務効率化が図られて自動車ユーザーの便宜に資するようになるとともに、整備品質の確保がより徹底できるようになった。これらに伴い、自動車整備士資格の早期取得、点検整備記録簿等の電子化及び認証工場に備える作業機械等の見直しのニーズが高まっている。

その一方で、自動運行装置が搭載された自動車は運転者の操縦によらない運行が可能であり、その保安基準適合性の証明を行う自動車検査員が負う社会的な責任は重く、また当該証明を行うべき機能も複雑である。そのため、自動運行装置が搭載された自動車の保安基準適合性の証明を行える者は、自動車整備士の中で最も高度な技術・知見を有し、かつ社会的責任も求められる一級自動車整備士に限る必要がある。

これらを踏まえ、自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号。以下「検定規則」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）、指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 149 号。以下「指定規則」という。）及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年国土交通省令第 26 号。以下「主務省令」という。）について、所要の改正を行う。

2. 概要

(1) 検定規則の一部改正

- 自動車整備士の技能検定の受験資格について、次のとおり改正を行う。
 - ① 二級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を 3 分の 1 短縮する（第 18 条関係）。
 - ② 三級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を 2 分の 1 短縮する（第 19 条関係）。
 - ③ 自動車タイヤ整備士等（特殊自動車整備士）の受験資格に係る実務経験期間を 3 分の 1 短縮する（第 19 条の 2 関係）。

(2) 施行規則の一部改正

施行規則第 57 条第 4 号及び別表第五により自動車特定整備事業場が備えるべ

き作業機械等について、次のとおり改正を行う。

- ① トーイン・ゲージ、キャンバ・キャスタ・ゲージ及びターニング・ラジラス・ゲージを削除する。
- ② 比重計を比重計又はバッテリー・テストに変更する。
- ③ エンジン・タコテストをエンジン・タコテスト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ④ タイミング・ライトをタイミング・ライト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ⑤ 原動機、動力伝達装置、操縦装置、制動装置及び緩衝装置の分解整備をする事業場について、整備用スキャンツールを追加する（大型特殊自動車又は二輪の小型自動車を対象とする事業場を除く。）。
- ⑥ ホイール・プーラ、ベアリング・レース・プーラ及びグリースガン又はシャシ・ルブリケーターについて、普通自動車（大型）、普通自動車（中型）又は大型特殊自動車を対象とする事業場に限り備えることとする。

(3) 指定規則の一部改正

自動車検査員の要件及び証明について、次のとおり改正を行う。

- ① 自動運行装置を備える自動車が道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合する旨の証明を行う自動車検査員となるためには、現行の要件を満たし、かつ一級自動車整備士（総合）の技能検定に合格している必要があることとする。また、（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第四十六号）による施行規則の改正に伴う）所要の改正を行う。（第 4 条関係）
- ② （道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第四十五号）による施行規則の改正に伴う）所要の改正を行う。（第 7 条第 2 項関係）

(4) 主務省令の一部改正

点検整備記録簿の備付け及び作成並びに特定整備記録簿の写しの交付について、これらを書面に代えて電磁的記録で行うことを認めることとする。（別表第一、第二及び第四関係）

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和 7 年 7 月

（※指定規則の一部改正にあつては、施行：令和 11 年 4 月。）